（供給促進交付金の額）

第二条の四　供給促進交付金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該認定発電設備に係る供給促進交付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

２　前項の供給促進交付金単価は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　基準価格の額

二　経済産業省令で定める期間中に卸電力取引市場において行われた売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格を基礎として、当該交付対象区分等ごとの季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動その他の事情を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した電気の一キロワット時当たりの額

（供給促進交付金の額の決定、通知等）

第二条の五　推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

２　推進機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

（予算上の措置）

第二条の六　政府は、供給促進交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

（一時調達契約の申込み）

第二条の七　認定事業者は、交付期間中に市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことに支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものに該当するときは、電気事業者に対し、交付期間を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が、経済産業省令で定める方法により算定した価格（第十五条の三第一号において「一時調達価格」という。）により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約（以下この章、第三十二条第五項及び第三十五条第二項において「一時調達契約」という。）の申込みをすることができる。

２　認定事業者は、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことができるようになったときは、一時調達契約を解除することができる。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置

第三章中第二十八条の前に次の節名を付する。

第一節　系統設置交付金

第二十八条から第三十条までを次のように改める。

（系統設置交付金の交付）

第二十八条　一般送配電事業者又は送電事業者（電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者をいう。以下同じ。）は、供給計画（同法第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。）に従って、同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下この節において「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該系統電気工作物を使用する期間にわたり回収するための交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。

２　系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

３　一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の算定に資するため、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額を推進機関に届け出るものとする。

４　推進機関は、前項の規定による届出を受けた費用の額を経済産業大臣に報告しなければならない。

（系統設置交付金の額）

第二十九条　系統設置交付金の額は、前条第三項の規定により届け出られた費用の額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうちに再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額とする。

２　系統設置交付金は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金に係る資金をもって充てる。

（系統設置交付金の額の通知）

第三十条　推進機関は、第二十八条第三項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の規定による届出をした各一般送配電事業者又は送電事業者に対し、その者に対し交付すべき系統設置交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

第三十条の次に次の一条及び一節を加える。

（経済産業省令への委任）

第三十条の二　前三条に定めるもののほか、系統設置交付金の交付に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二節　雑則

（再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置等に関する電気事業者等の責務）

第三十条の三　電気事業者及び再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者並びに送電事業者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置、維持、運用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章を削る。

第三十一条の前に次の章名及び節名を付する。

第四章　納付金の納付等

第一節　小売電気事業者等に係る納付金の納付等

第三十一条の見出し中「納付金」を「小売電気事業者等に係る納付金」に改め、同条第一項中「費用負担調整機関」を「推進機関」に、「第五十五条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用（次条第二項において「事務費」という。）」を「供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（次条第二項及び第四十条第一項において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第三十二条第二項中「全ての電気事業者」を「全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者」に、「事務費」を「交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三十八条第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「特定契約」の下に「及び一時調達契約」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　認定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、納付金の額及び納付金単価を算定するための資料として、市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十三条第一項中「費用負担調整機関」を「推進機関」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第二条の五第二項」に、「電気事業者」を「認定事業者」に、「次条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十四条第一項から第三項までの規定中「費用負担調整機関」を「推進機関」に改める。

第三十五条第二項中「特定契約」の下に「及び一時調達契約」を加える。

第三十七条第一項中「第七十六条第二項」を「第五十二条第二項」に改める。